

# NEDO中期目標(案)・中期計画(素案)について

平成15年6月12日

経済産業省

## ．基本的考え方

- (1) N E D Oを、産業技術政策及び新エネ・省エネ政策の中核的实施機関として位置付ける。
- (2) 産業競争力の強化に資する研究開発の実施(「成果を挙げるN E D O」)及び企業や大学が取り組みやすい事業実施体制の構築(「利用しやすいN E D O」)を目指し、明確な目標設定を行い、その実施状況を厳格に評価し、その結果を着実にフィードバックする。
- (3) 重点4分野を中心とした事業実施の重点化を図るとともに、研究開発プログラム等の産業政策との整合性を確保するため、政策当局との緊密な連携を行う。

## ．中期目標のポイント

### 1．中期目標の期間

4年6か月(通常ベースは、5年)

### 2．業務運営の効率化

- (1) 産学の外部人材の登用、成果主義の人事評価の導入、外部評価に基づく業務改善等により業務運営を効率化。
- (2) 効率化に関する定量目標を規定。  
(管理経費を最後の事業年度までに特殊法人比5%(P)削減)

### 3．業務の質の向上

#### (1) 「成果を挙げるN E D O」に向けた目標

研究開発事業の成果を明確に評価するため、独法化による改善効果を踏まえた定量的な目標をできる限り設定し、その結果を公表。

研究開発プロジェクトは、外部有識者による事後評価を実施。「政策的位置付け」「マネジメント」「研究開発成果」「実用化見通し」の4項目について評価を数値化し、その結果を公表する。

計画において達成率の目標を合格基準80%(P)、優良基準60%(P)以上と定める。

(注) 合格基準，優良基準：

4項目(「政策的位置付け」、「マネジメント」、「研究開発成果」、「実用化見通し」)を0 - 3の数値で評価)すべての評価結果が1以上であることを条件とし、「研究開発成果」と「実用化見通し」の評価の合計を、合格基準については3以上、優良基準については4以上とする。

実用化助成事業は、計画において実用化率の目標を40%(P)以上と定める。

(注) 実用化率：事業終了後3年時点で売上げの立った事業件数の割合。

計画において論文発表数(大学若手研究者支援事業で1,000件(P))、特許出願件数(国内5,000件(P)、海外1,000件(P))の目標を定める。

全ての研究開発プロジェクトについて、開始後3年を目処に中間評価を実施。中間評価結果が一定水準以下のものは原則中止。

研究期間終了一定期間経過後に事業化についての追跡評価を導入。真に産業競争力につながっているかを検証。

プロジェクトリーダーの権限を明確化し、機動的なマネジメント体制を構築。

## (2) 「利用しやすいNEDO」に向けた目標

客観的な採択基準を策定し、採択審査は外部有識者を活用。資金交付先の重複、特定研究者への集中を排除。

提案公募型事業については、随時公募、年間複数回採択を実施。

研究開発プロジェクトについて、複数年契約(2~3年)を導入する等、契約事務を大幅に合理化。

全てのプロジェクトにバイドールを適用。

## (3) 事業の重点化及び政策との整合性確保のための目標

技術開発の目標は技術分野毎に規定(7分野)。160プロジェクトを大括り化し、重点事業に予算を集中投入。

### < 1 > ライフサイエンス分野

健康・医療基盤技術 / 生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術

### < 2 > 情報通信分野

高度情報通信機器・デバイス基盤技術 / 新製造技術 / ロボット技術 / 宇宙産業高度化基盤技術(、は< 6 >に後掲)

### < 3 > 環境分野

温暖化対策技術 / 3 R 関連技術 / 化学物質のリスク評価・管理・削減技術 / 固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術 / 次世代低公害車技術 / 民間航空機基盤技術（は< 5 >に後掲）

< 4 > ナノテクノロジー・材料分野

ナノテクノロジー / 革新的部材創成技術

< 5 > エネルギー分野

固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術 / 新エネルギー技術 / 省エネルギー技術 / 環境調和型エネルギー技術

< 6 > 新製造技術分野

新製造技術 / ロボット技術

< 7 > 各分野の境界分野・融合分野及び関連分野

国が策定する科学技術基本計画、プログラム基本計画等を踏まえ、規制緩和、知財、標準化等を含む政策との連携を確保して N E D O が事業を実施。

(4) エネルギー導入普及業務等の実施に関する目標

新エネルギー・省エネルギーの推進のため、助成制度を効果的・効率的に活用し、普及・導入を推進。

4 . 財務内容の改善等

(1) 管理業務の合理化、研究開発資産の利活用・売却。

(2) 委託業務、助成業務等の適切な実施のためのコンプライアンス体制の構築。

5 . その他経過業務に関する目標

(1) 石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成 1 8 年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施。

(2) アルコール製造部門については、平成 1 8 年 4 月を目途とした特殊会社化及びその後の早期完全民営化に向け、平成 1 8 年 3 月末までの間、収益性を確保できるようその経営体質を強化。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 中期目標(案)・中期計画(素案)

構成

中期目標(案)	中期計画(素案)
0. 前文	0. 前文
1. 中期目標の期間 = 4年半	
2. 業務運営の効率化に関する事項	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 研究開発関連業務 (2) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等 (3) 出資・貸付経過業務 (4) 石炭経過業務 (5) アルコール関連経過業務	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 (1) 研究開発関連業務 (2) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等 (3) 出資・貸付経過業務 (4) 石炭経過業務 (5) アルコール関連経過業務
4. 財務内容の改善に関する事項	3. 予算(人件費見積もりを含む) 収支計画及び資金計画
	4. 短期借入金の限度額
	5. 重要な財産の譲渡・担保計画
	6. 剰余金の使途
5. その他業務運営に関する重要な事項	7. その他主務省令で定める事項等

## 「前文」

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>前文</p> <p>我が国における産業競争力強化とエネルギー安定供給の必要性の高まり、地球環境問題に対する国際的な取組の強化といった課題に対応するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）には、産業技術政策及び新エネルギー・省エネルギー政策の中核的实施機関として、以下の役割を担うことを期待する。</p> <p>我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト、及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ること。新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と、実証試験、導入助成等の導入普及業務を積極的に展開することにより、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進すること。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献すること。</p> <p>これらの期待に応えるため、機構においては、国の産業技術政策・エネルギー政策・環境政策を踏まえ、また、全国的な産学官のネットワークを構築して国内外の技術動向、市場動向、産業界のニーズ、技術革新の態様等を調査・研究し、加えて、外部の専門家・有識者を活用した研究開発評価と業務評価を実施することにより、機動的・効果的・効率的に業務を実施することを求める。</p> <p>この他、平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として位置づけられている石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施することを求める。また、アルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、平成18年3月末までを目途とした間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質の強化を図ることを求める。</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、産業技術及びエネルギー・環境分野における中核的政策実施機関として、我が国の産業競争力強化を通じた我が国経済の持続的な発展に貢献するとともに、我が国のエネルギー安全保障の確保やエネルギー・環境問題に係る課題解決に向け、民間の能力・知見を最大限に活用しつつ、以下のミッションを担っていくものとする。</p> <p>政策当局との緊密な連携の下、産業技術及び新エネルギー・省エネルギー・環境関連技術の研究開発に関して戦略的重点化を図り、産学官の総力を結集して優れた研究成果を生み出すための高度な研究開発マネジメント機能を提供する。</p> <p>エネルギー・環境面での技術開発とその導入・普及の促進を通じ、内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する。</p> <p>業務執行体制や制度に係る不断の見直しを通じて、より機動的かつ柔軟な業務運営に努め、「利用しやすいNEDO」の実現を図る。また、厳格な評価とその結果の適切なフィードバックを通じて、業務運営の一層の効率性を実現するとともに「成果を挙げるNEDO」の実現を図る。</p> <p>研究開発や新エネルギー・省エネルギー・環境関連技術の導入普及の成果を、可能な限り国民に対し判りやすい形で提供する等、積極的な情報発信を通じて国民への説明責任を全うするとともに、過去の成果の蓄積と内外の最新動向分析を基に時代をリードする政策提言を行う。</p> <p>平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として位置づけられている石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施する。また、機構のアルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化及びその後の早期完全民営化に向け、平成18年3月末までの間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質の強化を図る。</p>

## 「中期目標の期間」

中期目標（案）
<p>1. 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、4年6ヶ月（平成15年10月～平成20年3月）とする。</p>

## 「業務運営の効率化に関する事項」

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>機構の業務運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。</p> <p>(1)【機動的・効率的な組織】</p> <p>機動性・効率性が確保できるよう柔軟な組織を整備し、産学官からの優れた人材の登用を進めるとともに、常に時代の要請に対応した組織に的確に再編していくこととする。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1)【機動的・効率的な組織】</p> <p>近年における産業技術分野の研究開発を巡る変化や、国際的なエネルギー・環境問題の動向の推移に迅速かつ適切に対応しうるような、柔軟かつ機動的な組織体制を構築し、意思決定及び業務執行の一層の迅速化と効率化を図る。具体的には、下記の対応を行う。</p> <p>）関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的な人員配置を行う。また、外部専門家等の外部資源の有効活用により、スリムな組織運営に努める。特に、プログラム・マネージャー等、高度の専門性が必要とされるポジションについては、積極的に外部人材を登用する。</p> <p>）各部署の業務が相互に連携して効率的な運営が行われるような体制を構築する。</p> <p>）効率的な業務遂行体制を整備するため、各部門の業務について、権限と責任を明確化する。研究開発部門及び新エネルギー・省エネルギー導入促進部門については、業務の進捗及び成果に関する組織の目標を明確に設定し、組織内部においてその達成状況を厳格に評価する目標管理制度を導入する。</p>

<p>( 2 )【自己改革と外部評価の徹底】</p> <p>外部の専門家・有識者を活用すること等により、様々な観点から業務の内容及び方向性を評価し、その向上に努めると共に、無駄のない業務運営を行うものとする。</p>	<p>( 2 )【自己改革と外部評価の徹底】</p> <p>全ての事業につき、厳格な評価を行い、不断の業務改善に努める。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を適切に活用するものとする。評価は、研究開発関連事業に関する技術評価と、事業及び制度に関する事業評価の両面から適切に実施し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。評価に際しては、事業の企画(plan)・実施(do)・内部評価(see)に至るマネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを構築するとともに、「成果重視」の視点を貫く。</p>
<p>( 3 )【職員の意欲向上と能力開発】</p> <p>個人の業績を多面的かつ客観的に評価し、その評価結果を処遇・人員配置に適切に反映し、職員の勤労意欲の向上を図る。また、業務を行う上で必要な研修の機会を設け、職員の能力開発に努めるものとする。特に、研究開発関連業務に従事する職員については、当該業務の中核を担う研究開発マネジメントの専門家を育成することを目指し、適切なキャリアパスの設定と能力開発を行うものとする。</p>	<p>( 3 )【職員の意欲向上と能力開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人評価においては、個人の目標と組織の目標をリンクさせ、適切な目標設定の上でその達成を促し、その結果を適切にレビューする。また、個人の評価及び目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映させる。</li> <li>・ 研究開発プロジェクトのマネジメント、契約・会計処理の専門家等、機構職員に求められるキャリア・パスを念頭に置き、適切に人材の養成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。</li> <li>・ 研究開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の研究開発現場の経験を積ませる等、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発制度を充実する。</li> </ul>
<p>( 4 )【業務の電子化の推進】</p> <p>公募申請、契約等の外部との事務手続き及び機構内部の事務について、電子政府構築計画に沿って電子化を推進するものとする。</p>	<p>( 4 )【業務の電子化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。</li> <li>・ 幅広いネットワーク需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図る。</li> <li>・ 情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保することにより、業務の安全性、信頼性を確保するとともに、当機構の制度利用者の知的財産権等の保護に万全を期す。</li> </ul>
<p>( 5 )【外部能力の活用】</p> <p>費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。</p>	<p>( 5 )【外部能力の活用】</p> <p>費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。</p> <p>なお、外部委託の活用の際には、機構の各種制度のユーザーの利便性の確保に最大限努めるものとする。</p>

<p>( 6 )【省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮】 環境に調和して持続的に発展可能な社会に適応するため、エネルギー及び資源の有効利用に努めるものとする。</p>	<p>( 6 )【省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮】 環境に調和して持続的に発展可能な社会に適応するため、日常の業務推進に当りエネルギー及び資源の有効利用に努めるものとする。</p>
<p>( 7 )【管理業務の効率化】【 P 】 運営費交付金を財源として行う業務については、業務の効率化を進め、段階的に管理経費（新規に追加される業務、拡充分等に係る経費、事務所移転に伴う経費及び義務的経費の除外等の補正を行う。その際、物価変動を必要に応じ考慮する）を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において、特殊法人比 5 % 相当の効率化を達成する。また、産業投資特別会計の出資金を原資とする業務及び石炭経過業務に係る管理経費についても、これに準じて効率化を達成する。</p>	<p>( 7 )【管理業務の効率化】【 P 】 1 ) から 6 ) に挙げる取組を通じ、運営費交付金を財源として行う業務については、業務の効率化を進め、段階的に管理経費（新規に追加される業務、拡充分等に係る経費、事務所移転に伴う経費及び義務的経費の除外等の補正を行う。その際、物価変動を必要に応じ考慮する）を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において、特殊法人比 5 % 相当の効率化を達成する。また、産業投資特別会計の出資金を原資とする業務及び石炭経過業務に係る管理経費についても、これに準じて効率化を行う。なお、補助金又は委託費を財源とする業務については、交付決定ないし委託契約中に示された業務経費の範囲内で事業を適切に行い、原則として事業費からの流用は行わない。</p>
<p>( 8 )【石炭経過業務の効率化に関する事項】 業務の定形化を図り、業務運営の円滑化に努める。</p>	<p>( 8 )【石炭経過業務の効率化に関する事項】 業務に係るマニュアル策定等による定形化の推進等、業務運営の円滑化を図る。</p>
<p>( 9 )【アルコール関連経過業務の効率化に関する事項】 業務運営の効率性について、特殊会社化までに十分な競争力を確保する。特に汎用的なアルコールについては、特殊会社化までに十分なコスト競争力を確保し、その成果を顧客に還元する。  これらの実現に当たり、人員配置の最適化、組織機能の強化、物流・販売の拠点・手段の最適化を図るとともに、民業圧迫を回避しつつ、業務運営の効率化を実現するためにアルコール製造業務において必要な収入基盤の多様化を図る。  特殊会社は自由化市場において営業販売機能を有する必要があることにかんがみ、アルコール製造部門の営業販売機能の基盤整備を図る。  業務運営の状況を可能な限り数値として把握する等により、課題や問題点を顕在化・視覚化して職員に改善を促すとともに、確実に成果に結びつけるための仕組みづくりとその定着を図る。</p>	<p>( 9 )【アルコール関連経過業務の効率化に関する事項】【 P 】 特殊会社化及びその後の完全民営化を円滑に進めるため、資産をいかに効率的に売上に活用しているかを示す指標である総資産回転率を経営指標とし、平成 17 年度末において過去 5 年間の業界平均である <span style="background-color: #cccccc;">          </span> 以上を達成する。 アルコール製造部門における汎用的なアルコールに関する原料費以外の経費については、平成 14 年度を基準として平成 18 年度を目途にコスト半減を達成する効率化を進め、その成果を顧客に順次還元する。 上記 及び の目標を実現するため、以下の措置を講じる。 業務運営の効率化及び特殊会社化に向けた組織資源の多面的活用の観点から、事業の独自性に重点をおいて、機能的かつ機動的な組織体制への転換及び最適な人員配置を図る。 アルコール製造業務の効率化のため、以下の措置を講じる。 (イ) 原料調達に当たっては、国際市況・為替相場などから検討・分析し、調達のタイミング・数量・品質等を勘案するとともに、最も効果的な調達方法を採用入れることにより、調達価格の低減化を図る。 (ロ) これまでの業務体制を抜本的に改めることにより、事務効率の改善を行い、工場管理経費(人件費及び公租公課等の義務的経費を除く。)</p>



及び本部経費(人件費及び公租公課等の義務的経費を除く。)について、平成14年度を基準として、平成17年度末までに %以上を削減する。

- (八) 原料歩留まりについては、平成17年度末までに %以上を達成する。
- (二) エネルギー原単位については、平成14年度を基準として、平成17年度末までに %以上向上させる。
- (ホ) アルコール製造部門のコスト削減効果を最大限発揮させるとともに収入基盤の多様化を図るため、これまでアルコールがほとんど使用されていなかった用途について、民業圧迫を回避しつつアルコールを加工した製品を平成17年度末までに開発する。また、アルコール製造における副産物を高付加価値化した製品を開発し、平成17年度末までに販売を開始する。
  - ) アルコール販売業務の効率化のため、以下の措置を講じる。
- (イ) 流通基地である保管庫については、既存のユーザーの利便性に配慮しつつ廃止を含めた再編整理を行い、流通経費を平成14年度を基準として平成17年度末までに %以上削減する。
- (ロ) 民間企業からのアルコールの調達に当たっては、保管庫を経由せずに当該企業がその製造場等でアルコールを販売・使用できるよう措置する。
  - ) 展示会へ積極的に出展すること等により、工業用アルコールの普及経発活動及び潜在的ユーザーの発掘を行い、平成14年度を基準として平成17年度までにアルコールの売上数量を %以上伸ばすことを目指す。
  - ) 特殊会社に必要な営業販売機能を確立するための準備として、民間企業での長期研修や営業経験者の受入れを行うとともに、アルコール製造業務を行う事業への投資の中で、その基盤整備を図る。
  - ) 業務の改善活動を日々の業務に取り入れ事業全体に定着させることにより、一人ひとりの職員が業務運営の改善に積極的かつ自発的に取り組む風土を醸成する。
    - そのために、業務の運営状況やその改善状況等を容易に把握・理解できるようにした情報をすべての職員に提供する。

**「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を達成するための取るべき措置」**

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>3．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>【総論】</p> <p>N E D Oは、我が国の産業技術及びエネルギー・環境分野の中核的政策実施機関として、内外の最新の技術動向や政策動向を的確に把握しつつ、政策当局との密接な連携の下、研究開発事業の適切なマネジメントとその成果の普及、エネルギー・環境関連技術の開発とその導入・普及の促進を通じ、我が国の産業競争力の強化及び国民経済の発展並びに内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献するものとする。その際、民間企業、大学・公的研究機関等と適切な連携を推進する体制を構築するとともに、これらの連携により事業を効率的に実施する。</p> <p>また、内外の研究開発動向やエネルギー・環境問題に関する動向を体系的に把握するとともに、機構の事業の適切な実施に資する戦略的な企画立案を行う。これにより、機構としての研究開発戦略の策定と資源の要求・配分に関する方針を構築する。</p> <p>更に、内外の最新の研究開発動向やエネルギー・環境問題に関する動向を把握するために、セミナーやシンポジウム等を積極的に開催するとともに、産業界各層及び有識者との密接な情報交換に努める。</p>
<p>( 1 )【研究開発関連業務】</p> <p>機構は、我が国の産業競争力強化並びに新エネルギー開発及び省エネルギーの推進に貢献すべく、以下の基本方針の下、研究開発関連業務を推進するものとする。</p> <p>）客観的な採択基準による選定</p> <p>採択基準の策定においては、外部の専門家・有識者を活用し、例えば実用化を促進する業務については研究開発実施後の事業化計画が適切に策定されていること、中長期の大型のプロジェクトについては国際的競争水準から見て遜色のないテーマであること、産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については収益の可能性がある場合等に限定すること等、業務の目的に照らして適切な基準とする。採択審査においては、外部の専門家・有識者を活用するとともに、競争的資金供給先の不必要な重複、特定の研究者への研究費の集中を排除する。</p>	<p>( 1 )【研究開発関連業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発事業の推進に当たっては、1) 大学や公的研究機関等から有望な技術シーズを発掘する提案公募事業、2) 民間のみでは取り組むことが不可能な中長期かつリスクの高い研究開発プロジェクト事業、3) 産業技術の実用化・企業化を支援する事業の3種の事業を最適のポートフォリオにより組み合わせ、我が国の産業競争力の強化を通じた経済活性化並びにエネルギー・環境問題の解決に貢献する。</li> <li>上記の3種類の研究開発事業のそれぞれについて、以下の原則の下で実施する。</li> </ul>

) 随時受付・複数回採択の実施等

提案公募型の業務では、優れた提案が速やかに研究開発の実施につながるよう、原則として、随時の応募受付と年間複数回の採択を実施することとし、採択時期によって研究期間に差がでないよう、適切な事業期間を確保する。また、公募に際しては、新規事業者を含め国内幅広く提案を募るため、地方での公募説明会を積極的に開催する。

) 複数年度契約の実施等

実施者にとっての研究開発への取り組みやすさに配慮し、必要に応じ複数年度の契約を実施すること等により、契約事務を大幅に合理化する。

) プロジェクトの事前評価の実施及びプロジェクト基本計画の策定

経済産業省が策定したプログラム基本計画等の目標を達成するため、プロジェクト毎に明確な達成目標を定量的に示したプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画の策定に際しては、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者により可能な限り費用対効果の観点を含めたプロジェクトの事前評価を実施し、費用を上回る効果が見込まれるものに限定するなど、評価結果を反映させる。

) 適切なマネジメントの実施

プロジェクト・採択案件の実施期間中は、進捗状況や国内外の研究開発動向等を踏まえて適切なマネジメントを行う。特に技術の進展の早い分野においては、極力柔軟かつ臨機応変のマネジメントに努める。また、プロジェクトのリーダーには、民間企業、大学及び公的研究機関等から優れた人材を選任し、機構のプロジェクトの管理責任者との権限を明確にすることで、機動的なマネジメント体制を構築する。加えて、プロジェクト等の成果の実用化を促進するために、研究開発、知的財産権取得及び標準化の一体的な推進を図る。

) 中間評価に基づくプロジェクト等の見直し

プロジェクト・採択案件の実施期間の途中で（特に5年以上の期間で実施するプロジェクトの場合、3年目を目途として）、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者による中間評価を実施し、その結果を基にプロジェクト等の加速化・縮小・中止等の見直しを行う。特に、評価結果が一定水準に満たないプロジェクト等については、原則として当該プロジェクト等を中止する。見直しの際には、機構全体の研究開発戦略及び資源配分の観点から見直しを行う。

【(1) 提案公募事業（大学・公的研究機関等を対象とするもの）】

大学・公的研究機関、国際研究者チーム等から、広範な視点から有望な技術シーズを発掘する提案公募事業の実施に当たっては、我が国の産業競争力の強化やエネルギー・環境問題解決等の政策目的に適う案件の選定を確実にかつ適時的に実現し、適切に推進するため、以下に留意するものとする。

i) 企画及び公募段階

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOホームページ上に、公募開始の1ヶ月前(緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く)には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- b) 機構外部の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。その際、基礎的・基盤的なものから、広範な産業への波及効果が期待できるものまで、将来の産業シーズとして広く技術的ポテンシャルを有する案件が採択されるよう適切な選定プロセスを構築する。適切な選定プロセスの構築に資するため、総合科学技術会議における議論を踏まえ、機構内部にプログラムオフィサーを設置する。
- c) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- d) 所属機関や経験年数等にとらわれず、若手研究者や地方の大学や公的研究機関の優れた提案を確実に発掘する。その際、資金供給先の不必要な重複や特定の研究者への集中を排除するよう配慮する。
- e) 採択件数の少ない事業を除き、年度の枠にとられない随時の応募受付と年間複数回の採択を実現する。加えて、採択時期によって研究期間に差が出ることをないよう、交付決定日を起点とする事業期間を確保する等の運用の弾力化を図る。

ii) 業務実施段階

- f) 交付申請事務・確定事務等に係る申請者・補助事業実施者の事務負担を極力軽減する。2～3年間程度の期間の案件が大宗であることに留意し、実施者側から目標達成に向けた明確なコミットメントが得られる場合には、2年間程度の複数年度交付決定を導入する。
- g) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度コ-ザからのアンケートを実施し、7【P】割以上の回答者から肯定的な回答を

）事後評価結果の向上

プロジェクト・採択案件の終了後、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者により、数値化された指標を用いて事後評価を実施する。中長期・ハイリスクの研究開発については、達成すべき水準を中期計画に定め、達成に向けて評価結果の向上に努めるとともに、結果を公表する。また、評価結果については以後のマネジメント業務の改善に反映させる。

）研究開発成果の広報及び普及促進

プロジェクト・採択案件の研究開発成果については、産業界等における普及を促進するため、営業秘密に対して十分な配慮がなされるようガイドラインを策定し、様々な媒体を用いて積極的な情報発信を行う。また、委託事業におけるバイドール条項の適用比率を委託先の事情により適用できない場合等を除き100%とし、必要な範囲内で最大限研究開発成果の知的財産化を支援する。

）国民に対する積極的な情報発信

プロジェクト・採択案件の研究開発成果及び外部の専門家・有識者による評価の結果について、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報発信を行う。プロジェクトについては、当該プロジェクトを実施するに至った経緯を含めて情報発信を行う。また、プロジェクト等の終了後、定期的に追跡調査を行い、研究開発の成果を基礎とした経済社会への貢献・影響について、計量的な手法を含めた評価を行うとともに、積極的な情報発信を行う。さらに、成果に関する定量的な指標として、技術シーズの発掘を目的とした大学・公的研究機関等の研究者に対する助成業務については査読済み論文の発表数、中長期的プロジェクトについては国内及び海外における特許出願数、実用化を目的とする助成業務については実用化率に関し中期計画に定め、真に産業競争力の強化に資する質の高い研究開発成果を挙げることを目指す。加えて、バイドール条項の適用により委託先に帰属する特許権等について、企業化及び第三者への実施許諾の状況を公表する。

これらの情報発信においては、海外機関との連携強化に資するよう、英語による情報発信に努める。

）政策当局との連携

「科学技術基本計画」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」、「エネルギー基本計画」、経済産業省が定める「プログラム基本計画」等の施策、

得る。

iii) 評価とフィードバック

h) 実施期間中に機構外部の専門家・有識者を活用した案件評価を適切な手法で実施するとともに、その結果をもとに、評価の指摘に対応した案件の縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策が無いものは中止する。

i) これら事業の実施に基づく査読済み研究論文の発表数を、中期目標期間中に1000本以上【P】とする。また、この結果を対外的に公表する。加えて、これら事業の研究成果の質の向上に努め、将来の産業競争力強化につながると期待される案件を積極的に産業界に提示する。

【(2) 中長期・ハイリスクの研究開発事業】

中長期・ハイリスクの研究開発事業は、民間のみでは取り組むのが不可能な中長期かつリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して当機構が資金負担を行うことによりその研究開発を推進するものである。このため、国際的な研究開発動向、我が国産業界の当該技術分野への取組状況や国際競争力の状況、エネルギー需給の動向、当該技術により実現される新市場・新商品による我が国国民経済への貢献の程度、産業技術政策や新エネルギー・省エネルギー政策の動向、国際貢献の可能性等を十分に踏まえつつ、政策当局との緊密な連携や外部有識者の意見を適時適切に反映しながら、適切なプロジェクト・採択案件の選定と着実な推進を図るものとする。かかる目的の実現のため、以下に留意するものとする。

なお、産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については収益の可能性がある場合等に限定し、知的資産の形成等のパブリックリターンの構築がなされるような案件につき研究開発を行うものとする。

i) 企画及び公募段階

a) プロジェクトについては、産業競争力強化への貢献度や、可能な限り費用対効果の観点を含めた事前評価を実施し、費用を上回る効果が見込まれるものに限定するなど、評価結果を反映させる。また、これらプロジェクトについて、経済産業省の提示するプログラム基本計画に則り、産業界・学术界等の外部有識者との意見交換を行い、適切なプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画には、プロジ

産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って適切に業務を実施するため、政策当局と緊密な連携を図る。

）技術動向に関する不断の情報収集・分析・発表

産学官のプロジェクト・コーディネーション、プロジェクトの目標設定、プロジェクト・採択案件の実施途中での見直しが正確な情報に基づき適切になされるよう、国内外の最新の技術動向について、不断の情報収集・分析・発表を行う。また、地域の技術動向を把握するため、地方の行政機関、大学、公的研究機関等と技術動向に関する情報交換を行う。

）研究開発マネジメントに関する研究の推進

最適なマネジメント体制の構築に向け、研究開発のマネジメントを行う内外の機関と業務の実施方法に関する情報交換を行うなど連携を強化するとともに、研究開発マネジメントに関する研究成果について、国内外の学会、専門誌等において積極的に発表する。

エクト終了時点での最終目標を極力定量的かつ明確に記述し、基礎的・基盤的性格の事業の場合であっても、「出口イメージ」を明確に記述するものとする。

- b) 5年間以上の期間を要するプロジェクトについては、プロジェクト基本計画上、3年目を目途とした中間時点での中間目標を極力定量的かつ明確に記述する。
  - c) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOホームページ上に、公募開始の1ヶ月前(緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く)には公募に係る事前の周知を行う。d) 機構外部の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。その際、より市場創出効果・雇用創造効果等が大きく、広範な産業への高い波及効果を有し、中長期的視点から我が国の産業競争力の強化に資する案件あるいは内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する案件の選定に努める。
  - e) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
  - f) 集中研究方式のプロジェクトにおいては全て、分散研究方式のものについても設置が適切なもの全てにつき、指導力と先見性を有するプロジェクトリーダーを選定し、ベテラン、中堅、若手各層の実力者までの適切な研究開発チーム構成を実現する。プロジェクトリーダーは、機構内部との明確な役割分担に基づき、当該プロジェクトの推進に必要なかつ十分な権限と責任を負うような制度を構築する。
  - g) プロジェクトについては、その性格や目標に応じ、企業間の競争関係や協調関係を活用した適切な研究開発体制の構築を行う。特に、真に必要な役割を担うものを除き研究管理法人を経由するものは極力少数とするとともに、真に技術力と事業化能力を有する企業を実施者として選定し、安易な業界横並び体制に陥ることのないよう留意する。
- ii) 業務実施段階
- h) 契約・申請・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減するとともに、研究開発資産等の事業終了後の有効活用に努める。5年間程度の期間の案件が大宗であることに留意し、受託者・補助事業者側から目標達成に向けた明確なコミットメントが得られる場合には、最長3年間程度の複数年度契約・交付決定を導入する。また、公募締切から日以内での採択決定を行うよう努めるとともに、継続案件については契約締結に必要な期間を %短縮する。

- i) 委託先の事情により適用できない場合等を除き、委託事業における日本版バイドール条項の適用比率を100%とすることにより研究開発実施者の事業取組へのインセンティブを高めるとともに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における企業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。
- j) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度ユーザからのアンケートを実施し、7【P】割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価とフィードバック

- k) 機構外部の専門家・有識者を活用したプロジェクト・採択案件の評価を適切な手法で実施するとともに、その結果をもとにプロジェクト等の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、5年間程度以上の期間を要するプロジェクト等については、3年目を目途とする中間評価を必ず実施するものとする。また、特に中間評価結果が一定水準に満たないプロジェクト等については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。
- l) 機構外部の専門家・有識者を活用した事後評価において、技術的成果、実用化見通し、マネジメント等を評価項目とし、別途公表される計算式に基づき8割【P】以上が「合格」、6割【P】以上が「優良」との評価を得る。また、この結果を対外的に公表する。
- m) 特許出願件数を中期目標期間中に、真に産業競争力の強化に寄与する発明か等、その質の向上に留意しつつ、国内特許については5,000件以上【P】、海外特許については1,000件以上【P】とする。また、この結果を対外的に公表する。

【(3) 実用化・企業化助成事業】

実用化・企業化助成事業は、比較的短期間で成果が得られ、即効的な市場創出・経済活性化に高い効果を有しうるものであることに鑑み、その実施に際しては、以下に留意するものとする。

) 企画・公募段階

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOホームページ上に、公募開始の1ヶ月前(緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く)には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。

- b) 機構外部の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。特に、本事業では比較的短期間で技術の実用化・市場化を行うことを目的とするものであることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき新製品の「出口イメージ」が明確で、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決により直接的で、かつ大きな効果を有する案件を選定するよう努める。
- c) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。

ii) 業務実施段階

- d) 交付申請・契約・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減する。2～3年の期間の案件が大宗であることに留意し、2年間程度の複数年度交付決定を必要に応じ導入する。また、公募締切から 日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。
- e) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度ユーザからのアンケートを実施し、7割【P】以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価とフィードバック

- f) 機構外部の専門家・有識者を活用した厳正な技術評価・事業評価を適時適切に実施するとともに、その結果をもとに事業の縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。
- g) 事業終了後、3年間以上経過した時点での実用化達成率を40%【P】とする。また、この結果を公表する。

【(4)研究開発成果の権利化や広報・情報発信に関する事項】

- 1) 研究開発成果については、その実用化に向け委託先・助成先における知的財産権化を慫慂するとともに、他に先駆けて国際標準の確立に貢献するよう努める。
- 2) 研究開発期間中のみならず終了後も、その成果の実用化に向けて、研究開発の実施者をはじめ幅広く産業界等に働きかけを行う。また、研究開発成果が具体的にどのように国民に被益しているかを把握するため、年間本以上の終了プロジェクト・採択案件について逐次追跡調査を行う。

<p> ) 産業技術人材養成の推進</p> <p>産業技術の将来を担う創造性豊かな技術者・研究者を公的研究機関等の最先端の研究現場において研究開発等に携わらせること等を通じ、幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化できる資質に優れた技術者等の養成を図る。</p>	<p>3) 研究開発成果の公表等については、国民への情報発信や学界での建設的情報交換等の視点と、知的財産の適切な取得等その成果の我が国経済活性化への確実な貢献等の視点から適宜適切に実施するものとする。</p> <p>4) 内外の研究開発マネジメント機関との情報交換を実施するとともに、研究開発マネジメント及びプロジェクトマネジメント関係の学会に当機構自身として年間 本以上の実践的研究発表を行う。</p> <p>5) 研究開発の成果及び研究開発の成果を基礎とした産業界及び新エネ・省エネへの影響・貢献については、様々な事例を収集し、印刷物、HP、CD-ROM等の媒体により、広く国民・国際社会への分かりやすい情報発信・情報提供を図る。これらの媒体については、必要に応じて英語版を含む外国語版を作成する。</p> <p>【(5) 産業技術人材養成の推進】</p> <p>産業技術の将来を担う創造性豊かな技術者・研究者を公的研究機関等の最先端の研究現場において研究開発等に携わらせること等を通じ、幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化につなげていくことのできる優れた技術者を約 人養成する。</p>
<p>【技術分野毎の目標】</p> <p>産業競争力の強化、国民生活の向上等の観点から、以下の分野に対して特に重点を置き、優先的に研究開発を推進することとする。なお、国の政策動向に基づき重点化を行うとともに、技術の進捗、社会・経済情勢の変化を踏まえて課題の柔軟な見直しを行うものとする。</p> <p>&lt; 1 &gt; ライフサイエンス分野</p> <p>我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用したプロセス技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。</p>	<p>【技術分野毎の計画】</p> <p>&lt; 1 &gt; ライフサイエンス分野</p> <p>我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用したプロセス技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。</p>



#### 健康・医療基盤技術

国民ひとりひとりが健康で安心して暮らせる社会を実現するため、テーラーメイド医療・予防医療や、画期的な新薬開発等の実現に必要な遺伝子やタンパク質等の生体分子の機能・構造解析等を推進する。また、バイオツール、バイオインフォマティクス等の分野における研究開発を推進する。さらに、疾病の早期発見、治療技術の高度化、社会参加支援機器等の開発を推進する。

#### 生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術

循環型産業システムの実現に必要な技術基盤の構築を図るため、安全性の確保や生態系の保全を図りつつ、バイオプロセスによる生産・処理・再資源化プロセス技術や遺伝資源探索技術に関する研究開発を推進する。

#### < 2 > 情報通信分野

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信（IT）社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### 高度情報通信機器・デバイス基盤技術

IT社会に不可欠な高速大容量の処理が可能で、信頼性が高く、誰もが使いやすいコンピュータやネットワークの関連機器、これらを基盤から支える各種デバイス等を実現するため、高速大容量で多様なデータに対する処理能力や信頼性の向上等の高機能化に関する技術、相互接続性・運用性等の使いやすさの向上に関する技術、

#### 健康・医療基盤技術

国民ひとりひとりが健康で安心して暮らせる社会を実現するため、テーラーメイド医療等の実現に必要な遺伝子機能情報等の基盤的知見の蓄積を目指し、遺伝子、タンパク質、糖鎖等生体分子の機能・構造等の解析、代謝等の生命現象の解明を行う。また、これらの解析をより効率的に行うため、電子技術やナノテクノロジーを活用した生体情報測定解析技術や創薬候補物質のスクリーニング技術の開発、ゲノム情報や生体情報データベースを効率的に蓄積・検索・解析するためのバイオインフォマティクス技術の開発を行う。さらに、疾病の早期の診断・治療を可能とする医療機器等の開発、回復が期待できない身体機能を代替することができる代替・修復システムの開発及び加齢や疾病等によって衰えた身体機能を補助できる社会参加支援機器等の開発を行い、加えて、医療・福祉等の現場にそれらの技術が円滑に導入されることを支援するためのデータ提供等や、機械操作等人間の行動特性に適合させた製品技術に関する研究開発等を行う。

#### 生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術

循環型産業システムの実現に必要な技術基盤の構築を図るため、原料の転換や新たな物質の生産、効率的な生産プロセス、廃棄物の処理・再資源化プロセスを可能とする、微生物や植物の機能を活用したバイオプロセスの構築に必要な技術の開発及びそれらの技術の実用化に向けた開発を行う。また、開発を効率化する技術基盤の構築を図るため、有用な生物遺伝資源を収集・解析するとともに、遺伝子組換え体の産業利用促進のためのリスク管理技術の開発を行う。

#### < 2 > 情報通信分野

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信（IT）社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### 高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術

IT社会に不可欠な高速大容量の処理が可能で、信頼性が高く、しかも誰もが使いやすいコンピュータやネットワークの関連機器、これらを基盤から支える各種デバイス等の開発を推進するため、光デバイス・回路や化合物半導体を活用した超高速ブロードバンド及びワイヤレスネットワークを実現する技術の

シリコン半導体に関する設計・材料・製造・実装等の技術、光通信・無線通信の高速化等に対応するための化合物半導体その他の電子・光デバイスや回路に関する技術、大量の情報を蓄積するための光・磁気等の記憶媒体に関する技術、情報通信機器にエネルギーを供給するための電源関連技術、人間との間のインターフェイスであるディスプレイ等の入出力デバイス技術等の開発を推進する。

#### 新製造技術【後掲】

#### ロボット技術【後掲】

#### 宇宙産業高度化基盤技術

商業打上市場及び商業衛星市場への参入を可能とするため、ロケット及び衛星に係る基盤技術を開発するとともに、我が国宇宙開発利用の産業化を図るため、宇宙環境利用を促進するための基盤技術の開発を推進するものとする。

#### < 3 > 環境分野

健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、将来に亘って生活基盤と産業基盤を両立させていくため、温暖化対策技術、3R関連技術、化学物質のリスク評価・管理・削減技術、輸送系低環境負荷技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### 温暖化対策技術

エネルギー消費を抑制しつつ、持続的な経済成長を確保することを可能とするとともに、世界でトップクラスの温暖化対策技術によって国際競争力の確保を図るため、中期的に温室効果ガス削減に向けた技術、長期的な視点に立脚した省エネルギー型社会の構築に向けた技術等の開発を推進する。

開発を行うとともに、情報家電や携帯情報端末等の相互接続性・運用性等の使いやすさの向上に関する技術を開発する。また、次世代のブレークスルー・新産業の芽となる情報通信技術等の開発を行う。

さらに、次世代半導体デバイスに必要となる最先端の材料・プロセス技術、微細化技術等を開発するとともに、新たなアプリケーションチップ、先端的LSI設計手法、高密度実装技術等の半導体デバイスの高機能化・高付加価値化技術を開発する。また、半導体製造プロセスの効率化・省エネ化や環境対応技術等を開発する。

さらに、大量の情報を蓄積するための光・磁気記憶媒体に関する技術や携帯用電源関連技術、ディスプレイの効率的生産技術、高機能・低消費電力の革新的ディスプレイ技術等の開発を行う。

#### 新製造技術【後掲】

#### ロボット技術【後掲】

#### 宇宙産業高度化基盤技術

商業打上市場及び商業衛星市場への参入を可能とするため、次世代の宇宙機器開発に向けた基盤技術（衛星の高度化・長寿命化技術、民生部品の宇宙転用技術、ロケット設計合理化技術等）及び宇宙利用を促進するための基盤技術（無人宇宙実験技術、リモートセンシング技術等）を開発する。

#### < 3 > 環境分野

健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、将来に亘って生活基盤と産業基盤を両立させていくため、温暖化対策技術、3R関連技術、化学物質のリスク評価・管理・削減・代替・回収・除去技術、輸送系低環境負荷技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### 温暖化対策技術

エネルギー消費を抑制しつつ、持続的な経済成長を確保することを可能とするとともに、世界でトップクラスの温暖化対策技術によって国際競争力の確保を図るため、中長期的取組として温室効果ガス削減に向けた技術について開発するとともに、家電・自動車等製品等の消費エネルギーの大幅な削減技術、製造プロセス等におけるエネルギー消費の大幅な削減技術、未利用エネルギーの有効利用技術及びエネルギーの発電・変換・輸送・貯蔵時のロス削減技術等を開発し、さらに、温室効果の低いフロン代替物質の合成技術の開発を行う。また、地球環

### 3 R 関連技術

環境・資源制約を克服し、これを新たな成長の要因とする循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%に、最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも半減(1997年度比)することを目標に、必要となる3R技術の開発を推進する。

#### 化学物質のリスク評価・管理・削減技術

化学物質のリスクの総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理するための技術体系を構築するため、化学物質のリスクに係る国民の理解増進のための基盤技術、国として必要な化学物質のライフサイクルにわたるリスクの総合的な評価管理手法、リスクの削減に資するプロセス・手法等の開発を推進する。

#### 固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術【後掲】

#### 次世代低公害車技術

低公害車の開発等により環境面における懸念を払拭するため、2010年において超低燃費でゼロ又はゼロに近い排出ガスレベルの次世代低公害車の普及等を目指し、燃料面も含めた包括的な技術の開発を推進する。

#### 民間航空機基盤技術

航空機・エンジン等の国際共同開発への参画、並びに環境適合等の要請に対応した民間航空機及びエンジン開発への取組を通じた国際競争力の強化を図るため、材

境に関する我が国の戦略的取組の検討、各国情報収集等を行う。

### 3 R 関連技術

環境・資源制約を克服し、これを新たな成長の要因とする循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%に、最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも半減(1997年度比)することを目標に、必要な3R技術の確立・実用化を図る。具体的には、自動車のリサイクルシステムを支える技術的基盤を提供するための技術(シュレッダーダスト対策等)開発を行う。また、各産業におけるリサイクル困難物回収・利用に係る技術開発や、建設発生木材のリサイクル技術等の技術開発等を行う。

#### 化学物質のリスク評価・管理・削減・代替・除去技術

化学物質のリスクの総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理するための技術体系を構築する。このため、人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術を開発する。具体的には、化学物質排出把握管理促進法対象物質等のリスクが比較的高いと考えられる化学物質の有害性、曝露、長期毒性等を適切に評価するための手法を開発するとともに、化学物質のライフサイクルに渡るリスク等の総合評価を実施する。また、化学物質の製造・流通・使用・廃棄といったライフサイクル全般に渡るリスクの削減を図るため、有害化学物質を使用・経由しない等の代替技術、新規化学プロセス技術、超臨界流体技術等を活用した化学物質の利用・廃棄・除外に伴う環境負荷低減技術を開発等国際的に調和した適正な化学物質管理に資する技術を開発し、併せて知的基盤の整備を図る。

#### 固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術【後掲】

#### 次世代低公害車技術

低公害車の開発等により環境面における懸念を払拭するため、2010年において超低燃費でゼロ又はゼロに近い排出ガスレベルの次世代低公害車の普及等を目指し、既存車と比較し燃費を大幅に向上させ、極めて低い水準の排出ガスレベルを達成すべく、大型車を中心とした次世代低公害車技術の開発や、高品質・高付加価値の液体燃料等の製造を行う基盤技術等の開発を行う。

#### 民間航空機基盤技術

航空機・エンジン等の国際共同開発への参画、並びに環境適合等の要請に対応した民間航空機及びエンジン開発への取組を通じた国際競争力の強化を図る

料・構造・システム関連等の中核的要素技術の開発及び機体・エンジンの完成機技術の開発を推進する。

#### < 4 > ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

##### ナノテクノロジー

物質のナノレベル制御により、物質の機能・特性の飛躍的向上や大幅な省エネルギー化・環境負荷低減を実現することによって広範な産業技術分野に革新的な発展をもたらすため、超微細な物質構造を創製するプロセス技術・計測技術、物質機能を向上・維持する成形・加工・評価技術、並びに超微細構造制御機能の創製、加工及び計測に係る基礎・基盤的技術の開発を推進するとともに、得られたデータ、知識（既存の知識を含む。）を構造・機能・プロセスの視点から体系化し、広範な分野において活用可能な知的基盤を整備する。

##### 革新的部材創製技術

材料の高度化・高付加価値化を図るため、情報通信機器の小型化、高集積化及び省エネルギーを実現するマイクロ部材技術、機械部品等の高機能・高精度化等を革新的に向上させる材料プロセス技術、デバイス用材料等の研究生産システムを迅速化する技術等の開発を推進する。

#### < 5 > エネルギー分野

「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現するため、新エネルギー技術、省エネルギー技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

##### 固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術

燃料電池自動車や定置用燃料電池の早期の実用化・普及に向け、課題となる経済性・効率性・耐久性等の基本性能を向上させるための技術開発や、燃料となる水素の安全性かつ経済的な利用を図るための技術開発を行う。また、技術を実証するための実証試験を行うとともに、基準・標準の整備等の実用化・普及に向けた基盤整備を行う。

ため、材料・構造関連技術及びシステム関連技術等の中核的要素技術を開発する。また、材料・構造・システム単位による要素技術を活用し、機体及びエンジンの完成機開発のために必要な全機統合技術を開発・実証する。

#### < 4 > ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

##### ナノテクノロジー

物質のナノレベル制御により、物質の機能・特性の飛躍的向上や大幅な省エネルギー化・環境負荷低減を実現することによって広範な産業技術分野に革新的な発展をもたらすため、超微細構造等を制御することで発現する新機能を有するマテリアルを創製するとともに、それらを可能とする共通のプロセス技術の開発、並びにナノレベルでの加工・計測技術を開発し、加えて、それらのデータを知的基盤化・モデリング化し、知識の構造化を図る。さらに、次世代情報通信システムに向けた、新規ナノデバイス・材料等の開発や、ナノ・バイオの融合により、新たな医薬品・遺伝子解析装置等の開発を行う。

##### 革新的部材創製技術

材料の高度化・高付加価値化を図るため、マイクロ部材技術、機械部品等の高機能・高精度化技術を開発することを目指し、材料創製技術と成形加工技術を一体とした技術を開発する。また、研究開発から製品化までのリードタイムの短縮化が可能な生産システム技術や、複数材料の最適統合化技術等を開発する。

#### < 5 > エネルギー分野

「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現するため、新エネルギー技術、省エネルギー技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

##### 固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術

燃料電池自動車や定置用燃料電池の早期の実用化・普及に向け、固体高分子形燃料電池の要素・素材のシステム化技術等の開発を行い、実用化が見通せる信頼性の確立、コストの低減、及び多様な利用形態への適用に貢献するとともに、実用化・普及に資するべく、安全性・信頼性等の基準・標準など普及基盤の整備、リチウム電池等の関連技術の開発を行う。さらに、安全かつ低コストな水素の製

#### 新エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーについて、課題となる経済性、出力安定性及び利用効率を向上させるための技術開発を推進するとともに、系統安定化に貢献する技術開発についても併せて推進する。さらに、一定レベルまで確立された技術について、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験を行うことにより、当該技術の更なる信頼性向上を図る。

#### 省エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、2001年6月の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の報告を受け策定された「省エネルギー技術戦略」を踏まえ、エネルギー需要側の課題（技術ニーズ）を克服するための技術開発を戦略的に実施する。その際、技術の波及効果が大きく、特に応用側技術の省エネルギーに寄与するような技術開発に力点を置き、より投資効果の高い技術開発を推進する。また、省エネ法におけるトップランナー規制の実効性を高めるため、対象機器に関連した技術開発を推進する。

#### 環境調和型エネルギー技術

環境負荷を低減する石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）の開発等、環境に調和したエネルギーの技術開発を推進する。

また、エネルギー分野以外の分野の技術であっても、エネルギー分野に関連する技術にあっては、新エネルギー・省エネルギー政策も踏まえ、行うものとする。

< 6 > 新製造技術分野

造・利用に係る技術を確立するため、水素の安全技術の確立及び水素燃料インフラ関連機器の開発を行う。

#### 新エネルギー等技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、太陽光、風力、バイオマス、廃棄物発電、天然ガスコージェネレーション等の新エネルギーの開発・導入・普及等を目指し、太陽電池の低コスト化・高効率化等の製造技術、太陽光発電システムに係る研究開発等を行い、また、太陽・風力・バイオマス等の新エネルギーについて、実証のためのフィールドテスト及びこれら新エネルギーを既存の電力系統に安定的に連結するための電力系統連系技術の開発を行う。さらに、バイオマスの各種気体・液体燃料への転換技術、廃棄物を用いた発電技術、天然ガスコージェネレーション技術等の開発を行う。また、定置用の中・大型燃料電池として高効率発電設備やコージェネレーション等の分散型電源分野への適用が期待できる高温形の燃料電池（固体酸化物形燃料電池（SOFC）等）の開発を行う。

#### 省エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、2001年6月の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の報告を受け策定された「省エネルギー技術戦略」を踏まえ、民生・運輸・産業分野において、省エネ効果の高い基盤技術等の開発や、周辺技術の不足や製品化技術の問題により実用化が遅れているものについては、その実用化を支援するための研究開発を行う。さらに、製品化し市場へ導入するのに有効性・信頼性を実証する必要があるものについては、実機ベースでのデータ収集及び技術改良等の実証研究を行う。等の調査を行う。

#### 環境調和型エネルギー技術

環境に調和したエネルギーの技術開発を推進するため、環境負荷を低減する石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）の開発を行うとともに、その他の化石燃料についても環境負荷低減等の利用技術を開発する。

また、エネルギー分野以外の分野の技術であっても、エネルギー分野に関連する技術にあっては、新エネルギー・省エネルギー政策も踏まえ、行うものとする。

< 6 > 新製造技術分野

我が国の生命線ともいべき経済力の源泉であり、我が国でしかできない高精

我が国の生命線ともいべき経済力の源泉であり、我が国でしかできない高精度加工技術が存在する等世界的にも最高水準にある製造技術を更に高度化するとともに、こうした技術を幅広い産業分野に応用するため、新製造技術、ロボット技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### 新製造技術

我が国経済社会の基盤である製造業の競争力の維持・強化、新たな高付加価値産業を生み出す環境の整備、省エネルギー部品の実現等のため、革新的プロセス技術の開発を推進するものとする。

#### ロボット技術

我が国に蓄積されたロボット技術の活用範囲を家庭や福祉施設を含めた幅広い分野に拡大するため、ロボットに関する先端的要素技術等の開発を推進するものとする。

#### < 7 > 各分野の境界分野・融合分野及び関連分野

急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や、新たな技術領域が現れることを踏まえ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等にまたがる分野、境界分野、標準化・知的基盤整備等について、機動性・柔軟性を持って研究開発を推進するものとする。

度加工技術が存在する等世界的にも最高水準にある製造技術を更に高度化するとともに、こうした技術を幅広い産業分野に応用するため、新製造技術、ロボット技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### 新製造技術

我が国経済社会の基盤である製造業の競争力の維持・強化、新たな高付加価値産業を生み出す環境の整備、省エネルギー部品の実現等のため、我が国に蓄積された半導体製造技術やマイクロマシン技術を活用し、情報通信、医療・バイオ、産業機械など多様な分野におけるキーデバイスとして期待が高まっている MEMS (Micro Electro-Mechanical System) の製造技術の開発、新規加工プロセス技術の開発、並びに設計・製造現場における技能・ノウハウを情報技術を活用してソフトウェア化・データベース化する技術等の開発を行う。

#### ロボット技術

我が国に蓄積されたロボット技術の活用範囲を家庭や福祉施設を含めた幅広い分野に拡大するため、中小・ベンチャー、異業種を含む多様な主体によるロボット開発の活性化の基盤となるハードウェア及びソフトウェアの基盤技術等を開発する。

#### < 7 > 各分野の境界分野・融合分野

急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や、新たな技術領域が現れることを踏まえ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料及びエネルギー等にまたがる分野、境界分野、標準化・知的基盤整備等について、機動性・柔軟性を持って研究開発を推進するものとする。例えば、半導体プロセスやマイクロマシン・センサ技術の融合領域である MEMS 技術や、微細加工技術、材料構造制御技術、計測・分析技術等の融合領域であるナノテクノロジー、情報処理技術とバイオテクノロジーの融合領域であるバイオインフォマティクス、エネルギー変換技術と材料技術の融合領域である燃料電池技術等の各種融合分野や、今後出現が予想される新たな技術領域・境界分野における研究開発に取り組む。加えて、これらの関連分野における研究開発や、産業技術・エネルギー技術全般に係る標準化・知的基盤整備等に資するよう所要の活動を行う。

#### ( 2 )【新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等】

機構は、エネルギーの安定供給、地球環境問題等の解決に資するため、以下の基

#### ( 2 )【新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等】

1) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等の推進方針

本方針の下、内外における新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務、石炭資源開発業務等を推進するものとする。

）新エネルギーの推進

太陽光、風力、廃棄物、バイオマス、水力、地熱等の新エネルギー等に関連する業務を通じ長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に新エネルギー導入普及業務等を行う。

）省エネルギー等の推進

産業・民生（家庭・業務）・運輸部門における省エネルギーを推進するための業務を通じ長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、また、資源の有効利用等を推進するため、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に省エネルギー導入普及業務等を行う。

）海外における実証業務等の推進

エネルギー・環境問題等の解決に資するため、我が国の知見や技術を活かし、技術の海外における実証業務等を国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に行う。

）石炭資源開発業務の推進

民間企業の海外炭鉱開発等の支援、産炭国との共同の地質構造調査及び産炭国における炭鉱技術の向上のための技術移転等の石炭資源開発業務について、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に行う。

）技術開発等で得られた知見の活用等

効率的・効果的に新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等を実施するため、経済性、出力安定性及び利用効率を向上させるための技術開発、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験、実用化段階における初期需要の創出を図るための導入促進については、各ステージで得られた知見を次のステージに活用するとともに活用した結果得られた知見を、前のステージにフィードバックするなど、三位一体で推進する。

）審査・交付決定の迅速化

助成業務については、公募時期の早期化、迅速な審査・交付決定を行うとともに、必要に応じて年複数回の公募を行う。

）公募方法の統一化

1 - 1 ) 企業化・実用化を見据えての技術開発業務に係る追加的特記事項

新エネルギー技術（太陽光、風力、廃棄物、バイオマス、水力、地熱等）及び省エネルギー技術に係る研究開発の実施に関する基本的な方針は（1）に示すとおりであるが、企業化・実用化を見据えた技術開発を促進する観点から、以下に特に留意するものとする。

- ・新エネルギーの種類及び特性に応じて、研究開発を通じて、結果的にそれらの導入のコストが競合する既存エネルギーと同等程度の水準となることを目的として研究開発を行う。
- ・また、新エネルギーが我が国のエネルギー・環境情勢に対応した形で普及するよう、現実的な利用形態を想定した研究開発を行う。具体的には、太陽光、風力などの分散変動電源においては既存の電力系統に安定的に連結できるような系統連系技術の開発等を推進する。
- ・省エネルギー技術の研究開発については、我が国のエネルギー消費構造を踏まえつつ、産業・民生（家庭・業務）・運輸各部門におけるエネルギー利用効率向上が可能となるような総合的な研究開発テーマ設定を行う。

1 - 2 ) フィールドテスト業務及び海外実証業務等

研究開発された新エネルギー技術・省エネルギー技術の実社会での適用可能性についてあらゆる側面から検証を行うために、フィールドテスト業務を行い、そのデータを公開することにより事業化のための環境整備に努める。また、海外においても、我が国のエネルギー安全保障の確保及びエネルギー・環境問題の解決に資するような案件を選定して海外実証業務等を実施する。その際、以下に留意するものとする。

- ・フィールドテスト業務の対象案件の選定に際しては、当該新エネルギー・省エネルギー技術の適用可能性を網羅的に検証するために様々な運用条件が選択されるよう配慮する。
- ・海外実証業務等（共同研究を含む）の実施に際しては、アジア太平洋地域等のエネルギー需給構造の状況や、当機構の行う各種事業が同地域における新エネ・省エネ等の普及を通じて我が国のエネルギー安全保障の確保やエネルギー・環境制約の緩和に与えるインパクト等を総合的に勘案しつつ適切に推進する。

1 - 3 ) 導入普及業務

技術開発、フィールドテスト業務・海外実証業務と併せ導入普及業務を総合的に実施することにより、平成22年度における国の新エネルギー導入目

助成業務については、横断的な統一マニュアルの策定により公募方法等を統一化するとともに、申請事務・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減する。

）業務内容の周知

助成業務の内容を広く周知するため、新聞・雑誌等を通じた情報発信を行う。

）外部の専門家・有識者による評価

助成業務については、外部の専門家・有識者による審査・評価を実施する。また、助成先の公表を行う。

）業務成果の積極的な情報発信

新エネルギー・省エネルギー導入促進関連業務等の成果を含む情報の収集・把握に努め、その分析・整理を行い、ホームページ、ガイドブック等を通じた積極的な情報発信を行う。

標（原油換算 1,910 万 k l）及び省エネルギー目標（原油換算 5,700 万 k l）の達成への貢献を行う。その際、以下の観点に留意するものとする。

- ・新エネルギー分野については、経済原則上、導入コストの低い案件群から導入がなされていくものであることを認識しつつも、地域的なバランスや助成対象者の属性に関する配慮を加え、全体として我が国のエネルギー需給構造の高度化が達成されるような案件選定・採択を行う。
- ・省エネルギー分野についても、産業部門、民生部門、運輸部門の 3 セクターにおけるエネルギー利用効率化に係る限界費用は異なるものであることを認識しつつも、我が国におけるエネルギー使用の合理化が総合的に推進されるよう導入助成事業を適切に実施する。
- ・さらに、国民全体への啓発活動の重要性や公的部門における取組の重要性にも配慮し、地方自治体や N P O 等の非営利団体が実施する新エネルギー・省エネルギー関連設備の導入普及、普及啓発活動、ビジョン策定活動、技術指導活動への支援を行う。
- ・特に新エネルギー分野においては、新エネルギーの普及に伴い生じる課題を抽出し、有識者、事業者、地方公共団体等の関係者と協力しつつ、課題を解決するための事業環境整備を行う。
- ・さらに、新エネルギー導入に係る債務保証業務及び省エネルギー・リサイクル推進に係る債務保証・利子補給業務を適切に実施する。

1 - 4 ) 石炭資源開発業務

我が国において主要なエネルギーの一つである石炭の安定供給確保を図るという政策目的に資するため、初期調査から開発に至る各段階において事業を実施する。その際、以下に留意するものとする。

- ・海外における石炭の探鉱調査事業については、世界的な石炭需給構造の状況を踏まえ、地域的なバランスを考慮しつつ、我が国のエネルギー安全保障に資する案件を優先して実施する。
- ・海外における石炭の探鉱に必要な地質構造調査事業については、民間企業では取り組みがたい比較的高いリスクの高い産炭国であって、将来において石炭供給の拡大に繋がる地域を対象とし、当該国を共同して本調査事業が可能な案件について実施する。

また、炭鉱技術海外移転事業については、アジア・太平洋地域における産炭国の炭鉱技術者に対し生産・保安技術等に関する炭鉱技術の移転を通じ、石炭供給能力の拡大に繋げるとともに産炭国との関係強化を図るべく実施する。



## 2) 新エネルギー・省エネルギー導入普及業務等の実施に係る共通の実施方針

### 2 - 1) 企画・公募段階

- a) 内外のエネルギー・環境関係技術開発の動向や、エネルギー需給動向、国際的なエネルギー環境問題に関する議論の動向等を体系的に把握するとともに、適切な事業の実施方針を毎年度策定する。
- b) 円滑かつ迅速な事業実施・推進を図るため、上記の事業のうち極力多くの事業について、政府予算の成立を条件として、実施年度の前年度の3月までに公募を開始する。公募に当たっては、ホームページや各種メディアの最大限の活用等により広範な周知を図る。当機構ホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急に必要なものであって事前の周知が不可能なものは除く）には、公募に係る事前の周知を行う。
- c) 公募締切後の審査においては、機構外部の優れた専門家・有識者の参画による客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。また、審査を迅速に行い、締切から60日以内に採択決定を行う。さらに、採択者に係る情報を公開するとともに、不採択の場合には、全件、相手方にその理由を文書で通知する。
- d) 原則として全ての公募案件につき、電子政府推進本部の指摘に基づく電子申請を可能とするようなシステムの構築を行う。

### 2 - 2) 業務実施段階

- e) 制度の趣旨に応じた柔軟な応募受付・事業実施システムを構築することにより、国からの補助金を原資とする事業との性格を踏まえつつも、年度の切れ目が事業実施の上での不必要な障壁となることのないよう、ユーザー本位の制度運用を行う。
- f) 制度のユーザが容易に事業の趣旨や応募方法等を理解できるよう、事業横断的な統一マニュアルを策定により、できる限り公募方法等を統一化する。加えて、補助金交付規程等の規程類の全てを当機構のホームページ上で公開し、ユーザの利便性の向上を図る。

g) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度ユーザからのアンケートを実施し、7割【P】以上の回答者から肯定的な回答を得るべく努める。

### 2 - 3 ) 評価及びフィードバック

h) 技術開発、フィールドテスト事業、海外実証事業、導入普及事業の一連の事業の成果を分析・整理し、当機構ホームページや新聞・雑誌及び当機構の刊行物（ガイドブック、パンフレット等）を通じて積極的に情報発信を行うとともに、各種セミナー、シンポジウム、展示会等の開催を通じ、国民や関係者への積極的な啓発活動を行う。

i) 機構外部の優れた専門家・有識者を活用した厳格な評価を行い、その結果を以降の事業実施及び予算要求プロセスに反映する。導入・普及事業においては、事業を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、概ね3年ごとに制度の運用状況や改善点等について精査し、政策当局への提言等を適切に行う。

### ( 3 )【出資・貸付経過業務】

株式の処分については、原則として本中期目標の期間中において処分を完了するものとする。ただし、株式の公開を目指す企業の株式については、公開時期、公開後の市況等を考慮して処分を行うものとする。

貸付金の回収については、回収額の最大化に向け、計画的に進めるものとする。

### ( 3 )【出資・貸付経過業務】

株式の処分については、管理コストも勘案の上、原則として中期目標の期間中において処分を完了するものとする。ただし、株式の公開を目指す企業の株式については、公開時期、公開後の市況等を考慮して処分を行うものとする。

貸付金の回収については、回収額の最大化に向け、計画的に進めるものとする。

(4)【石炭経過業務】

貸付金償還業務

回収額の最大化に向け、個別債務者の状況に応じ、計画的に貸付金の回収を進める。

旧鉱区管理等業務

最終鉱業権者となっている旧鉱区等に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等に努める。

鉱害復旧業務

復旧基本計画に従い、関係者の理解と協力を得つつ、計画に定められた復旧工事を平成18年度までを目途に可及的速やかに完了するよう努める。

(5)【アルコール関連経過業務】

)従来からのアルコールに加え、市場のニーズに応じたアルコールを新たに販売する。また、顧客サービスの向上、潜在的ユーザーの発掘、新規用途の開発、高付加価値化、市場ニーズを踏まえた製品開発などにより、アルコール販売量及び売上高を持続的に伸ばす。

)顧客の視点に立った品質について十分な競争力を確保する。

)顧客満足度の継続的向上を図り、顧客からのクレームがゼロとなる体制を構築する。

)アルコール販売部門は、一手購入販売機関として公平性・中立性を確保した運営を行う。

(4)【石炭経過業務】

貸付金償還業務

回収額の最大化に向け、個別債務者の状況に応じ、計画的に貸付金の回収を進める。

旧鉱区管理等業務

旧構造調整法により機構が買収し、最終鉱業権者となっている旧鉱区に関する鉱害の発生防止のため当該鉱区及びボタ山の管理を行う。

具体的には、旧鉱区管理業務のうち、ボタ山の巡回、防災工事については、当該ボタ山の安定状態等に応じた合理的区分を基に管理手法の定形化・マニュアル化を行い適切に管理する。特定ボタ山の安定化工事については、平成18年度までに完了する。

また、買収した旧鉱区等に係る鉱害について、公正かつ適正に賠償するものとする。

鉱害復旧業務

経済産業大臣の認可を受けた復旧基本計画に従い、関係者の理解と協力を得つつ、計画に定められた復旧工事については、平成18年度までを目途に可及的速やかに完了するよう努める。

(5)【アルコール関連経過業務】

アルコールの多品種化

市場のニーズに応えるべく、市場調査を行い、その結果を踏まえ、低コスト志向や食の安全・安心志向等顧客ニーズに合致した新たな品種のアルコールを海外のアルコールも含めて提供する。

情報の提供等

顧客サービスの向上ため、以下の措置を講じる。

)お客様相談室を設置し、問い合わせ等の対応の迅速化を図る。

)品質管理等に関する情報については積極的に発信することとし、アルコールの販売に当たっては、顧客のニーズを反映した分析表を提供する。

)「食の安全・安心」が重視される昨今、予測されるユーザー関連情報を早めにキャッチし、ホームページ等により適時・適切に発信する。

製品品質の安定化

品質管理体制を確立し品質のブレを最小限にする。特に、アルコール製造部門が製造するアルコールの品質については、アルコール中の不純物含

有量の標準偏差 を平成16年度には mg/L以下(蒸発残分については mg/100mL以下)にすることを目標とする。

#### 顧客満足度の向上

一人ひとりの職員が顧客に信頼され、期待されることに留意しながら日常の業務を行うことにより、顧客満足度を向上させる。更に、接客態度や情報、システム等について第三者による顧客満足度調査を継続的に実施し、その結果を迅速かつ着実に業務に反映させることにより、平成17年度には顧客からのクレームゼロを達成する。

#### 一手購入販売機関としての公平性・中立性の確保

アルコール販売部門については、一手購入販売機関としての公平性・中立性を確保した業務運営を行う。

「財務内容の改善に関する事項」

中期目標（案）	中期計画（素案）																																												
<p>4．財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究開発関連業務に関する事項</p> <p>）研究開発の用に供した資産について、委託型プロジェクト終了後、他のプロジェクトへの利活用を検討するとともに、利活用できない場合には、売却に努めるものとする。</p> <p>）産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。</p> <p>(2) アルコール関連経過業務に関する事項</p> <p>）事業運営の安全性を確保するため、特殊会社化までに十分な手元流動性を確保する。</p> <p>）長期的な事業運営の安定性を確保するため、特殊会社化までに固定比率を100%未満とする。</p> <p>）特殊会社化以降のできる限り早期の完全民営化を図るため、投資家の投資判断に資するよう、業務の運営状況等を定期的に公表する。</p>	<p>3．予算（人件費見積もりを含む）収支計画及び資金計画</p> <p>1) 予算</p> <p>・機構の予算の見積もりは、個別業務に必要とされる額を積み上げることにより、その総額を決定する。</p> <table data-bbox="1227 427 1982 863"> <tr><td>総計</td><td>(別表1 - 1)</td></tr> <tr><td>一般勘定</td><td>(別表1 - 2)</td></tr> <tr><td>石油及びLNG - 需給高度化勘定</td><td>(別表1 - 3)</td></tr> <tr><td>電源利用勘定</td><td>(別表1 - 4)</td></tr> <tr><td>基盤技術研究促進勘定</td><td>(別表1 - 5)</td></tr> <tr><td>研究基盤出資経過勘定</td><td>(別表1 - 6)</td></tr> <tr><td>鉱工業承継勘定</td><td>(別表1 - 7)</td></tr> <tr><td>石炭経過業務勘定</td><td>(別表1 - 8)</td></tr> <tr><td>アルコール製造勘定</td><td>(別表1 - 9)</td></tr> <tr><td>一般アルコール販売勘定</td><td>(別表1 - 10)</td></tr> <tr><td>特定アルコール販売勘定</td><td>(別表1 - 11)</td></tr> <tr><td>特定事業活動等経過促進勘定</td><td>(別表1 - 12) &lt;H16.7 ~&gt;</td></tr> </table> <p>注) 運営費交付金については、平成15年度の交付金をベースとして横這いを仮定した場合における試算結果を掲げたものであり、中期目標期間中に実際に公布される運営費交付金の額は、上記の額を下回ることや上回ることもあり得る。</p> <p>2) 収支計画</p> <table data-bbox="1227 1123 1848 1473"> <tr><td>総計</td><td>(別表2 - 1)</td></tr> <tr><td>一般勘定</td><td>(別表2 - 2)</td></tr> <tr><td>石油及びLNG - 需給高度化勘定</td><td>(別表2 - 3)</td></tr> <tr><td>電源利用勘定</td><td>(別表2 - 4)</td></tr> <tr><td>基盤技術研究促進勘定</td><td>(別表2 - 5)</td></tr> <tr><td>研究基盤出資経過勘定</td><td>(別表2 - 6)</td></tr> <tr><td>鉱工業承継勘定</td><td>(別表2 - 7)</td></tr> <tr><td>石炭経過業務勘定</td><td>(別表2 - 8)</td></tr> <tr><td>アルコール製造勘定</td><td>(別表2 - 9)</td></tr> <tr><td>一般アルコール販売勘定</td><td>(別表2 - 10)</td></tr> </table>	総計	(別表1 - 1)	一般勘定	(別表1 - 2)	石油及びLNG - 需給高度化勘定	(別表1 - 3)	電源利用勘定	(別表1 - 4)	基盤技術研究促進勘定	(別表1 - 5)	研究基盤出資経過勘定	(別表1 - 6)	鉱工業承継勘定	(別表1 - 7)	石炭経過業務勘定	(別表1 - 8)	アルコール製造勘定	(別表1 - 9)	一般アルコール販売勘定	(別表1 - 10)	特定アルコール販売勘定	(別表1 - 11)	特定事業活動等経過促進勘定	(別表1 - 12) <H16.7 ~>	総計	(別表2 - 1)	一般勘定	(別表2 - 2)	石油及びLNG - 需給高度化勘定	(別表2 - 3)	電源利用勘定	(別表2 - 4)	基盤技術研究促進勘定	(別表2 - 5)	研究基盤出資経過勘定	(別表2 - 6)	鉱工業承継勘定	(別表2 - 7)	石炭経過業務勘定	(別表2 - 8)	アルコール製造勘定	(別表2 - 9)	一般アルコール販売勘定	(別表2 - 10)
総計	(別表1 - 1)																																												
一般勘定	(別表1 - 2)																																												
石油及びLNG - 需給高度化勘定	(別表1 - 3)																																												
電源利用勘定	(別表1 - 4)																																												
基盤技術研究促進勘定	(別表1 - 5)																																												
研究基盤出資経過勘定	(別表1 - 6)																																												
鉱工業承継勘定	(別表1 - 7)																																												
石炭経過業務勘定	(別表1 - 8)																																												
アルコール製造勘定	(別表1 - 9)																																												
一般アルコール販売勘定	(別表1 - 10)																																												
特定アルコール販売勘定	(別表1 - 11)																																												
特定事業活動等経過促進勘定	(別表1 - 12) <H16.7 ~>																																												
総計	(別表2 - 1)																																												
一般勘定	(別表2 - 2)																																												
石油及びLNG - 需給高度化勘定	(別表2 - 3)																																												
電源利用勘定	(別表2 - 4)																																												
基盤技術研究促進勘定	(別表2 - 5)																																												
研究基盤出資経過勘定	(別表2 - 6)																																												
鉱工業承継勘定	(別表2 - 7)																																												
石炭経過業務勘定	(別表2 - 8)																																												
アルコール製造勘定	(別表2 - 9)																																												
一般アルコール販売勘定	(別表2 - 10)																																												

特定アルコール販売勘定	(別表 2 - 11)
特定事業活動等経過促進勘定	(別表 2 - 12)<H16.7 ~ >

### 3) 資金計画

総計	(別表 3 - 1)
一般勘定	(別表 3 - 2)
石油及びエネルギー需給高度化勘定	(別表 3 - 3)
電源利用勘定	(別表 3 - 4)
基盤技術研究促進勘定	(別表 3 - 5)
研究基盤出資経過勘定	(別表 3 - 6)
鉱工業承継勘定	(別表 3 - 7)
石炭経過業務勘定	(別表 3 - 8)
アルコール製造勘定	(別表 3 - 9)
一般アルコール販売勘定	(別表 3 - 10)
特定アルコール販売勘定	(別表 3 - 11)
特定事業活動等経過促進勘定	(別表 3 - 12)<H16.7 ~ >

アルコール関連業務については、平成 17 年度末に、手元流動性(現金預金及び有価証券の合計額)を 億円以上確保するとともに、固定比率(固定資産 / 自己資本)を %未満になるよう努める。

また、特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、特殊会社化後の速やかな完全民営化を図るため、財務状況や経営状況に関する情報を年 2 回以上ホームページ等を通して公表する。

#### 4 . 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、補助・受託業務の要する経費の暫定的な立替払いその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、 億円とする。

#### 5 . 重要な財産の譲渡・担保計画

石炭経過業務費用に充当するため、石炭経過勘定に帰属する以下の土地を平成 18 年度末までを目途に売却する。

#### 6 . 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究開発業務の促進</li><li>・ 任期付任用職員の新規雇い入れ</li><li>・ 広報や成果発表、成果展示</li><li>・ アルコール原材料等の急激な変動によるアルコール販売価格の上昇が見込まれる場合の価格調整</li><li>・ アルコール製造業務の運営の効率化を図るために特に必要な事業がある場合の投資<br/>等</li></ul> |
|--|---|

「その他業務運営に関する重要な事項」

中期目標（案）	中期計画（素案）									
<p>5. その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>(1) 管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出額（人件費）を抑制するものとする。</p> <p>(2) 資金の適切な使用（内部での予算執行、民間企業等への委託・助成等の全てを対象として）のため、コンプライアンス体制の構築等チェック機能の充実を図り、その適切な運用を行うものとする。</p>	<p>7. その他主務省令で定める事項等</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画                      アルコール製造業務における業務運営の効率化、そのために必要なアルコール製造業務における収入基盤の多様化及びユーザーニーズに応えるための設備投資を行う。</p> <p>平成15年度～平成17年度施設・設備に関する計画                      &lt;区分&gt; &lt;金額(百万円)&gt;                      施設・設備に関する投資 <span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span></p> <p>(注)上記の計画については、状況の変化に応じ柔軟に対応するものとし、予見しがたい事情による施設・設備の整備の追加により変更される場合がある。</p> <p>(2) 人事に関する計画について</p> <p>(ア) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発マネジメントの質的向上、組織としての柔軟性の確保・多様性の向上等の観点から、産官学から有能な外部人材を出向ないし任期付き任用の形で積極的に登用し、一体的に運用するとともに、能力の最大活用を図る。</li> </ul> <p>(イ) 人員に係る指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発業務、導入普及業務については、業務のマニュアル化の推進等を通じ、定型化可能な業務は極力定型化し、可能な限りアウトソーシングないし派遣職員等を活用により処理することで、職員をより高次の判断を要するマネジメント業務等に集中させるとともに、定員の抑制に努める。</li> </ul> <p>(参考1)</p> <p>1) 期初の常勤職員数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>下記</td> <td>を除く定員</td> <td><span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span>人</td> </tr> <tr> <td>アルコール定員</td> <td></td> <td><span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span>人</td> </tr> <tr> <td>鉦害工事定員</td> <td></td> <td><span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span>人</td> </tr> </table> <p>2) 期末の常勤職員数の見積もり</p>	下記	を除く定員	<span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span> 人	アルコール定員		<span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span> 人	鉦害工事定員		<span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span> 人
下記	を除く定員	<span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span> 人								
アルコール定員		<span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span> 人								
鉦害工事定員		<span style="background-color: #cccccc; padding: 0 20px;"> </span> 人								



下記、を除く定員 〇〇人  
アルコール定員 〇〇人(注)  
鉱害工事定員 〇〇人

(注) アルコール製造部門は平成18年4月1日を目途に特殊会社化することとされており、アルコール定員数については、平成18年3月末の数値である。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 〇〇, 〇〇 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与(及び国際機関派遣職員給与)に相当する範囲の費用で、かつアルコール事業特殊会社化後のアルコール事業に係る人件費を除いた額である。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

【検討中】

(4) 積立金の処分に関する事項

【検討中】

(5) その他重要事項

ア) 内部業務管理及びコンプライアンス体制の構築

- ・ 内部監査規程に基づき、計画的に内部業務監査や会計監査を実施する。なお、監査組織は、単なる問題点の指摘に留まることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告の作成に努めるものとする。
- ・ 業務の進捗状況管理機能を強化し、問題点を総務・企画部門にフィードバックし、業務改善に反映させる。
- ・ 資金の適切な使用(内部での予算執行、民間企業等への委託・助成等の全てを対象として)を確保するため、相互牽制機能の充実を図るとともに、コンプライアンス体制の構築と適切なチェック機能の発揮を図る。

新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

補足説明資料

平成 15年 6月 12日

経済産業省

# 1. 概要

予算規模	2,560億円(平成15年度予算)			
	一般会計	526億円	エネルギー特会	1,930億円
			産投特会	105億円
役員数	764人(平成15年9月末現在、うち役員13人)			

## 研究開発関連業務 / 新エネルギー導入普及関連業務等

15年度予算 2,560億円  
職員数 380名

### 研究開発関連業務 (1,860億円)

我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト、及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を發揮しつつ実施。

### 新エネルギー 省エネルギー導入普及関連業務等 (607億円)

新エネルギー・省エネルギー技術の導入助成等の導入普及業務を展開することにより、新エネルギーの利用拡大、更なる省エネルギーと資源の有効利用を推進。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギー安定供給、地球環境問題等の解決に貢献。

## 出資・貸付経過業務

出資先 9社、融資残高 104億円  
職員数 4名

民間による研究開発の振興を目的として実施された研究開発型ベンチャー等への出資及び貸付業務の終了に伴う経過措置として、株式処分及び貸付金償還業務を実施。

## 石炭経過業務

融資残高 1,418億円、474旧鉱区、  
228未復旧物件  
職員数 80名

平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として、貸付金償還業務、旧鉱区等管理業務及び鉱害復旧業務を計画的に実施。鉱害復旧業務については、平成18年度までの完了を目指す。

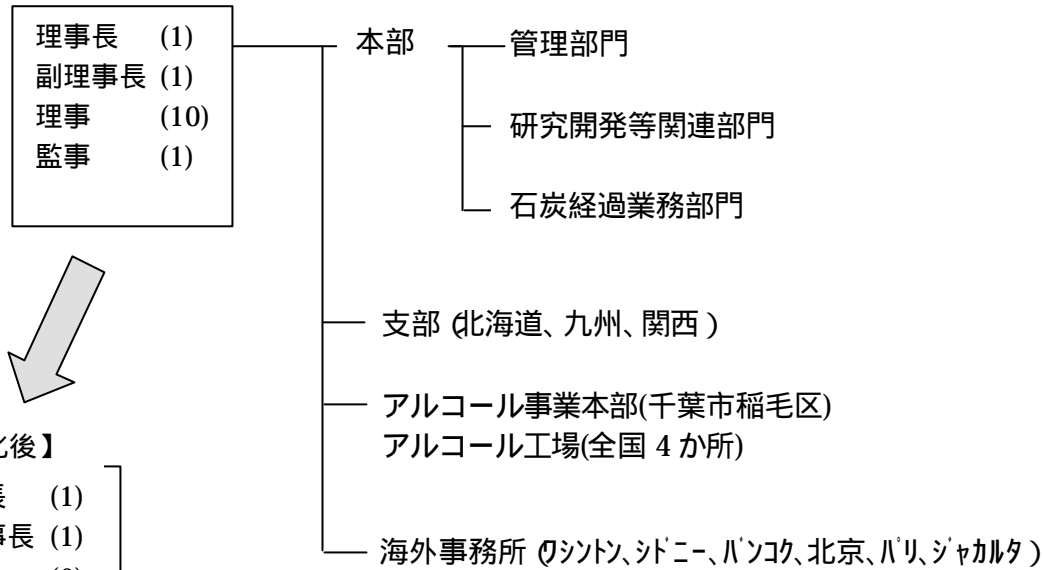
## アルコール関連経過業務

年間17万kL製造  
職員数 287名

市場競争力と収益性を確保できるよう経営体質を強化し、平成18年4月を目途にアルコール製造部門を特殊会社化。その後、早期に完全民営化の予定。

## 2 . 組 織

### (1) 構成 (平成 15 年 6 月現在)

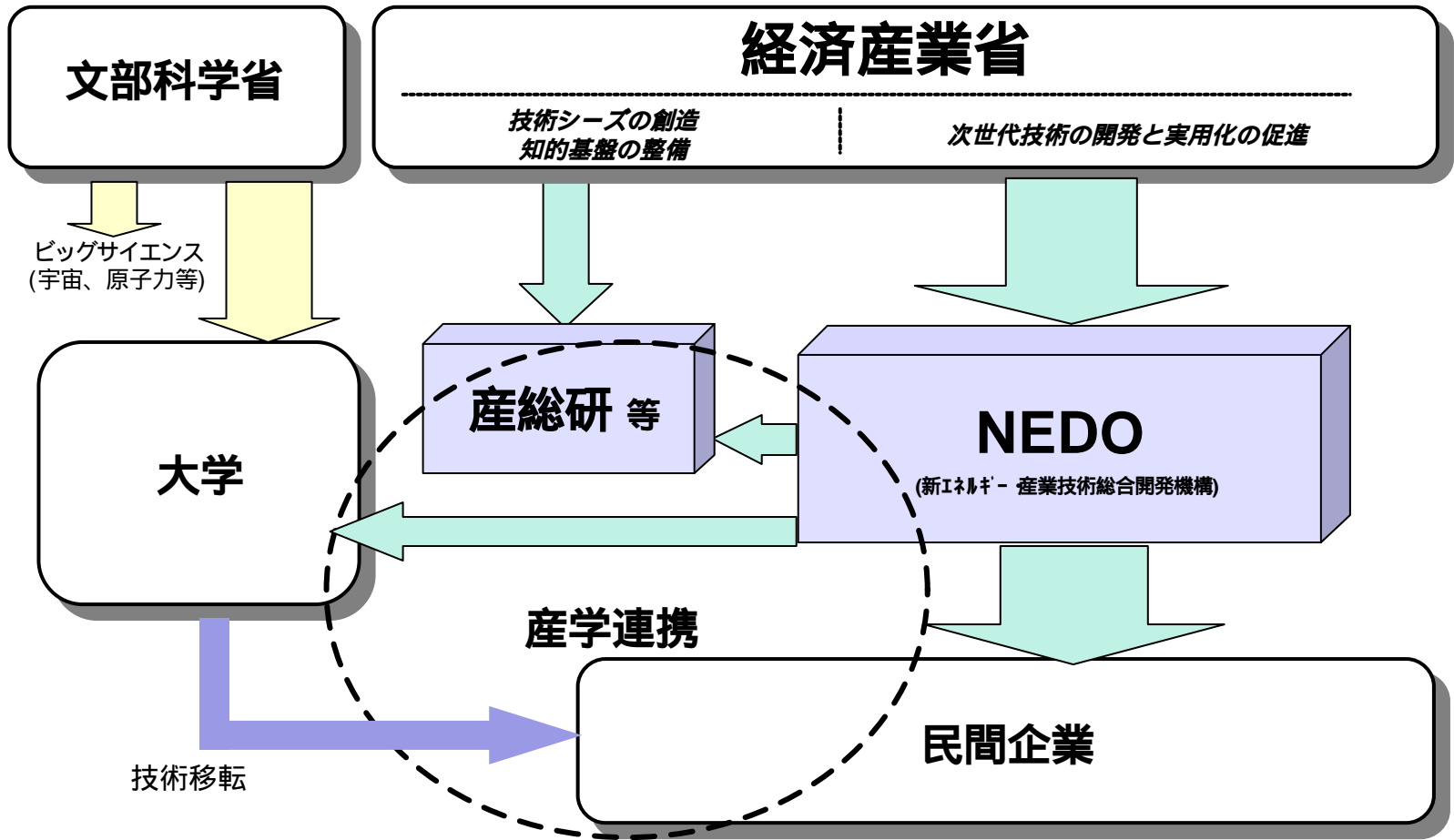


### (2) 定員 (平成 15 年 6 月現在)

役員	13 名											
職員	751 名											
		{ <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>本部 (海外事務所を含む)</td> <td>362 名</td> </tr> <tr> <td>九州支部</td> <td>65 名</td> </tr> <tr> <td>北海道支部</td> <td>19 名</td> </tr> <tr> <td>関西支部</td> <td>18 名</td> </tr> <tr> <td>アルコール事業本部・アルコール工場</td> <td>287 名</td> </tr> </table>	本部 (海外事務所を含む)	362 名	九州支部	65 名	北海道支部	19 名	関西支部	18 名	アルコール事業本部・アルコール工場	287 名
本部 (海外事務所を含む)	362 名											
九州支部	65 名											
北海道支部	19 名											
関西支部	18 名											
アルコール事業本部・アルコール工場	287 名											
計	764 名											

### 3 . 研究開発関連業務の位置付け

我が国においては、2001年1月に設置された総合科学技術会議の下、関係各省が一体となって科学技術政策を推進。政府全体の科学技術政策の中で、文部科学省は基礎研究や大規模研究(宇宙、原子力等)を中心に施策を実施する一方、経済産業省においては、シーズの発掘から研究開発プロジェクトの推進、実用化支援までの幅広い施策を展開。  
(政府全体の科学技術関係予算(3.5兆円)のうち 文部科学省分 :2兆2891億円、経済産業省分 :6080億円)  
NEDOは産業技術力の強化等の政策目的を達成するため、産学官のコーディネートにより研究開発を推進。



## 4 . 独立行政法人化に伴う業務の廃止等

独立行政法人化に伴い、厳格な評価の実施、弾力的な予算執行等の業務の改善策を実施することとしているが、このほか、NEDOが独立行政法人化前に実施していた下記の業務について見直しを行い、業務の廃止 (又は廃止に向けた経過業務の実施 )を行うこととしている。

### (1) 地熱及び海外炭関連の融資・債務保証業務の廃止

地熱開発資金債務保証業務、海外炭探鉱資金貸付業務及び海外炭開発資金債務保証業務を廃止。

### (2) 研究開発関連出融資業務の廃止等

高度な研究開発に必要な施設を出資により整備する研究基盤施設整備業務を廃止。

既に廃止された基盤技術研究促進センターから承継した経過業務 (株式処分、貸付金回収 )を実施。

### (3) 石炭経過業務の実施

国内石炭政策の終了に伴い、貸付金回収業務、旧鉱区等管理業務及び鉱害復旧業務を経過業務として実施。

鉱害復旧業務は平成 18年度の完了を目指す。

### (4) アルコール関連経過業務の実施

アルコール製造業務は、平成 18年 4月を目途とした特殊会社化及びその後早期の完全民営化を予定。

## 5 . 沿 革

- 昭和 55 年 10 月 新エネルギー総合開発機構」を設立。(石炭鉱業合理化事業団 (S30年設立)が前身)
- 昭和 57 年 10 月 国からアルコール製造事業を移管。
- 昭和 63 年 10 月 産業技術研究開発業務を追加。「新エネルギー 産業技術総合開発機構」に改称。
- 平成 5 年 4 月 エネルギーの使用の合理化を促進するための業務等を追加。
- 平成 8 年 10 月 石炭鉱害事業団と統合 (石炭鉱害賠償等業務の追加)。
- 平成 13 年 4 月 アルコール販売業務を追加。平成 18 年 4 月を目途にアルコール製造部門の特殊会社化を法定。
- 平成 14 年 3 月 国内石炭政策の終了に伴い石炭鉱業構造調整及び石炭鉱害賠償等に関する所要の経過業務を整備。
- 平成 14 年 12 月 独立行政法人新エネルギー 産業技術総合開発機構法成立、公布 (12/11)
- 平成 15 年 10 月 独立行政法人化

## 6. プロジェクト評価の基準

